

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成28年 8月16日
発信課	市民生活部市民活動課市民活動係
担当者	藤井 恭子
連絡先	電 話 0166-25-6012
	F A X 0166-25-6515
	E-mail

分 類	<input checked="" type="checkbox"/> イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	9月 3日
発表項目 (行事名)	平成28年度平和都市宣言図画コンクール表彰式
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>1 趣旨 平和都市推進事業の一環として、次代を担う小・中学生を対象に実施した「平成28年度平和都市宣言図画コンクール」の表彰式を開催し、併せて「平成28年度青少年平和大使派遣事業」において8月7日～10日までの4日間、長崎市で行われたピースフォーラム及び平和記念式典に参加した旭川市平和大使2名からの体験発表（感想文）も行います。</p> <p>2 日時：平成28年9月3日（土）午前11時～</p> <p>3 場所：イオンモール旭川西店1階 グリーンコート (旭川市緑町23丁目2161-3)</p> <p>4 出席予定者： (1) 同コンクール入賞者及び保護者 ・小学生の部 9名（金賞1，銀賞1，銅賞1，佳作6） ・中学生の部 15名（金賞1，銀賞1，銅賞3，佳作10） (2) 同コンクール審査員 ・旭川市立明星中学校 教諭 成田 慎司 ・旭川市立末広北小学校 教諭 宮崎 真理子</p> <p>5 その他 入賞作品につきましては、9月1日～8日までの間、イオンモール旭川西店1階グリーンコートにおいて展示しています。</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 (式次第) (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道（取材）に当たってのお願い	
備 考	

平成28年度
平和都市宣言図画コンクール

表彰式

と き 平成28年9月3日(土) 午前11時
ところ イオンモール旭川西店1階 グリーンコート
(旭川市緑町23丁目2161-3)

主 催 旭 川 市
後 援 旭川市教育委員会

次 第

1 開 会

2 表 彰 旭川市長 にし かわ 西 川 まさ ひと 将 人

3 挨 拶 旭川市長 西 川 将 人

4 審査結果講評

審 査 員

旭川市立明星中学校

教 諭 なりた しんじ 成田 慎司

旭川市立末広北小学校

教 諭 みやざき まりこ 宮崎 真理子

5 青少年平和大使で体験したこと

旭川市立啓北中学校 2 年

よしだ かえで
吉田 楓 さん

(平成 2 8 年度青少年平和大使)

旭川市立愛宕中学校 1 年

おぼら わかな
小原 和奏 さん

(平成 2 8 年度青少年平和大使)

6 閉 会

平成28年度平和都市宣言図画コンクール入賞者

小学生の部

(順不同・敬称略)

賞	学校名	学年	氏名	賞	学校名	学年	氏名
金賞	附属小	6	高山 駿太(たかやま しゅんた)	佳作	愛宕東小	6	菊地 琴羽(きくち ことば)
銀賞	東五条小	3	近藤 百花(こんどう もも)	佳作	神楽岡小	4	田上 美桜(たがみ みお)
銅賞	附属小	5	橋本 心寧(はしもと ここね)	佳作	附属小	4	高山 徹平(たかやま てっぺい)
佳作	神楽岡小	2	會田 楽理(あいだ くらり)	佳作	北鎮小	3	舟木 咲良(ふなき さら)
佳作	附属小	2	寺澤 里華(てらさわ りか)				

中学生の部

賞	学校名	学年	氏名	賞	学校名	学年	氏名
金賞	啓北中	2	田中 楓(たなか かの)	佳作	東陽中	2	荒谷 実里(あらかみ みさと)
銀賞	東陽中	3	吉田 彩乃(よしだ あやの)	佳作	東陽中	2	柴田 一華(しばた いちか)
銅賞	愛宕中	3	佐々木 璃音(ささき りのん)	佳作	啓北中	3	高田 あかり(たかだ あかり)
銅賞	愛宕中	1	小原 和奏(おぼら わかな)	佳作	愛宕中	3	瀧沢 友那(たきざわ ゆうな)
銅賞	東陽中	2	中山 彩音(なかやま あやね)	佳作	東陽中	2	奥山 友加里(おくやま ゆかり)
佳作	啓北中	3	田中 瑚千(たなか こゆき)	佳作	啓北中	2	遠山 龍汰(とのおやま りゅうた)
佳作	東陽中	3	上林 梨央奈(かみばやし りおな)	佳作	東陽中	1	伊藤 結菜(いとう ゆうな)
佳作	愛宕中	3	氏原 朱理(うじはら あかり)				

審査員講評

旭川市立明星中学校 教諭 成田 慎司

※依頼中

旭川市立末広北小学校 教諭 宮崎 真理子

※依頼中

平和都市宣言

(昭和58年5月3日宣言)

平和を希求することは、人類共通の願いであり、常に求め続けていかなければならない。

人間が傷つけ合い、生命を奪う暴力や争いが絶えることなく続いている。

わが国の非核三原則の堅持はもとより、核兵器の廃絶と戦争の根絶を強く願うとともに、平和な市民生活を脅やかす一切の暴力を排除することを、今こそ、市民一人一人の誓いとすべきである。

ここに、旭川市は平和を願い、幸せな市民生活を守る決意を表明して平和都市を宣言する。

旭川市市民憲章

(昭和35年9月20日制定)

わたくしたちは、旭川市の市民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げて、よりよい旭川をつくることに努めましょう。

- 1 元気で働き、楽しい家庭をつくりましょう。
- 1 親切をつくし、あたたかい社会をつくりましょう。
- 1 きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。
- 1 自然を愛し、きれいな都市をつくりましょう。
- 1 文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。